

令和 6 年 6 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和6年6月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（6月20日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第52号について	4
議案第52号の質疑	5
議案第52号の討論、採決	12
休 憩（午前 9時56分）	12
再 開（午前 9時57分）	12
議案第53号について	13
議案第53号の質疑	14
議案第53号の討論、採決	19
閉会の宣告	20
閉 会（午前10時19分）	20
署名委員	21

※

◎建設環境常任委員会（6月18日）

付託案件	23
出席委員（6名）	24
欠席委員（0名）	24

説明のため出席した者	2 4
事務局職員出席者	2 4
開 会（午前 9 時 2 9 分）	2 5
開会の宣告	2 5
開議の宣告	2 5
議案第 4 5 号について	2 6
議案第 4 5 号の質疑	2 7
議案第 4 5 号の討論、採決	2 7
休 憩（午前 9 時 3 6 分）	2 8
再 開（午前 9 時 3 7 分）	2 8
議案第 4 7 号について	2 8
議案第 4 7 号の質疑	2 9
議案第 4 7 号の討論	3 0
議案第 4 7 号の採決	3 0
休 憩（午前 9 時 4 3 分）	3 0
再 開（午前 9 時 5 0 分）	3 1
議案第 4 8 号について	3 1
議案第 4 8 号の質疑	3 3
議案第 4 8 号の討論、採決	3 4
議案第 4 3 号について	3 4
議案第 4 3 号の質疑	3 5
議案第 4 3 号の討論、採決	3 5
議案第 5 4 号について	3 6
議案第 5 4 号の質疑	3 7
議案第 5 4 号の討論、採決	3 9
閉会の宣告	4 0
閉 会（午前 1 0 時 2 2 分）	4 0
署名委員	4 1

◎健康福祉常任委員会（６月１９日）

付託案件	４３
出席委員（７名）	４４
欠席委員（０名）	４４
説明のため出席した者	４４
事務局職員出席者	４４
開 会（午前 ９時２９分）	４５
開会の宣告	４５
開議の宣告	４７
議案第４４号について	４７
議案第４４号の質疑	４８
議案第４４号の討論	５２
議案第４４号の採決	５２
休 憩（午前 ９時５１分）	５２
再 開（午前 ９時５３分）	５３
議案第４３号について	５３
議案第４３号の質疑	５８
議案第４３号の討論、採決	６９
休 憩（午前１０時４９分）	７０
再 開（午前１１時００分）	７０
議案第４９号について	７０
議案第４９号の質疑	７１
議案第４９号の討論	７８
議案第４９号の採決	７９
議案第５０号について	７９

議案第 5 0 号の質疑	8 0
議案第 5 0 号の討論、採決	8 1
閉会の宣告	8 2
閉 会（午前 1 1 時 3 4 分）	8 2
署名委員	8 3



総 務 文 教 常 任 委 員 会

6 月 2 0 日 (木 曜 日)

令和6年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年6月20日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例
議案第53号 救助工作車の取得について
- 審査日程 【教育委員会 生涯学習部 生涯学習課】
議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例
【総務部 契約検査課】
議案第53号 救助工作車の取得について

○出席委員（7名）

委員 長 梁 瀬 里 司 委員

3 番 新 諒 平 委員

副 委 員 長 町 田 光 委員

4 番 大 屋 彰 委員

1 番 香 川 宏 行 委員

5 番 村 田 秀 夫 委員

2 番 駒 見 行 彦 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

浅 見 知 正 総 務 部 長

大 木 宏 之 契 約 検 査 課 長

渡 辺 正 道 総 務 部 副 参 事
(工事検査担当)

中 村 和 則 生 涯 学 習 部 長

近 藤 隆 洋 生 涯 学 習 課 長

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様おはようございます。

本日は早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は議案2件であります。慎重審議、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、行うようにお願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。なお、議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）については、所管の常任委員会へ審査を依頼しており、既に審査が終了しております。ついては、本案中、当委員会に係る審査部分がないため、本日はこのご報告のみとなりますので、ご了承願います。

審査については、お配りしております審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会、生涯学習部所管の議案について審査を行います。

まず、中村生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長 皆様、改めましておはようございます。

日頃、梁瀬委員長をはじめ、総務文教常任委員会の皆様方には、生涯学習部の各種事務事業、特に、生涯学習部におきましては、スポーツ大会とか文化事業等、多く開催しておるところでございますが、これらが円滑に開催できておりますのも、皆様方のご理解、ご協力のおかげでございます。この場をお借りして御礼を申し上げます。

本日ご審査いただきますのは、議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条

例となりますが、何とぞ慎重なるご審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第52号について

○委員長 次に、議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

近藤生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の100ページをお願いいたします。

本案は、産業文化会館1階のアートギャラリーについて、新たに貸出し施設とし、広く一般の利用に供することで本市の芸術文化のさらなる振興を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の42ページをお願いいたします。

初めに、第4条につきましては、会館とは別に設けていたギャラリーの休館日の規定を廃止し、会館の休館日と合せるものでございます。

次に、第6条は、次のページの第5項におきまして、ギャラリーでの物品の販売、その他商行為を禁止するものでございます。

第8条は、ギャラリーの使用料について規定するものでございまして、45ページをご覧くださいと思います。こちらの別表によりまして、1日5,240円という規定をするものでございます。

続いて、44ページをお開きいただきまして、第11条第1項のただし書につきましては、第8条の規定により使用料が納付された場合は入館料を徴収しない旨を定めるものでございます。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書に戻っていただきまして、102ページをお願いいたします。

第1項は、施行期日を令和6年9月1日とするものでございます。

次の第2項は、ギャラリーの利用に係る準備行為について、この条例の施行日前においても可能とするものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第52号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番 新委員。

○3番 新委員 ご説明ありがとうございます。

何点か伺いたいのですけれども、まず、大前提として、今回改正された背景、こういった理由で改正に至ったのか伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 本市において、文化芸術の振興に今までも努めてきているところでございますけれども、作品の展示の機会という部分につきましては、市の文化祭等のイベントに依存しているという状況でございました。市民からは、常設の作品展示ができる会場を求める声等の高まりもございました。そういった経緯を踏まえて、本市のさらなる文化芸術活動の振興を図るため、アートギャラリーの一般開放ということで、市民の利用に供することとしたものでございます。

以上です。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

今伺った中で市民とおっしゃったのですけれども、その市民とは具体的にどのような利用者層を想定されているのか伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 一般開放ということですので、利用の制限があるわけではございません。また、市外の方も、一定の料金をお支払いいただければ利用が可能です。ただ、利用を想定されるのは、あくまでも、日頃から文化芸術活動を行っている方、美術関係、絵画とか写真とか、そういった作品を通常作成されているような、そういった方々、団体等が想定できるかと思います。

以上です。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

この文言の中で、物品の販売やその他商行為を禁止するという文言が書かれているのですが、この理由を伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 あくまでも、産業文化会館につきましては生涯学習施設という位置づけでございまして、また、今回の改正の目的につきましても、いわゆる物品の販売を目的としているものではなく、あくまでも文化芸術活動を行政として振興していく立場というところで今回の改正になっておりますので、そういった意味でも、アートギャラリーにおいて直接的に作品の販売等を行うことはそぐわないという判断をしたものでございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

アートに関して、公共施設での商行為の禁止ということはお考えだと思うのですが、例えば、音楽であれば産業文化会館でライブイベントを開催したり、古代蓮の里の売店では農家さんが出品して商行為を行っていたり、そういうこともあると思うのですが、なぜこのアートだけが区別されているというか、商行為があえて文言として禁止行為とされているのか、理由を伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 他の売店等の販売等とは性質が違うというふうに考えております。あくまでも、行政として芸術文化を振興するという立場で、いわゆる、芸術文化をなりわいにしている人の振興という、そういった狭い範囲ではなく、あくまでも、趣味として活動されている方々も含めた、広く芸術文化の振興を図っていくという立場であるということで考えますと、なりわいとしている人のための場所ではないというスタンスは取りたいと思っております。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

あくまでも、今回の施策は趣味の方を対象としたものであるということですね。

その中で、例えば、他市では、区別をつけるといいますか、営利を目的とする者と目的と

しない者ということで、金額で差をつけて設定したりしている自治体などもあると思いますけれども、行田市の場合は、今後検討していくなり、修正していくなりというお考えはありますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 今後につきましては、利用が始まってから、どのようなニーズ、要望があるかというところにも関わってくるかと思いますが、現状では、今回の改正内容で走り出したいと思っております。

参考までに、お隣の熊谷市の市民ギャラリーにつきましても、営利を目的とした利用については制限を設けておりますので、そういった部分も一つの参考になるかと思います。

以上です。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 最後に、禁止の項目をつけられているとは思いますが、例えば、過去に何かそういった問題があったからつけているのでしょうか。それとも、何もないけれどもつけているのでしょうか。それを伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 このような形態でギャラリーとして一般開放するというのは、本市において前例があるわけではございませんので、以前に何かあったかというご質疑ですが、それに関しては、特にそういった前例があったわけではないということになります。

以上です。

○委員長 3番 よろしいですか。

他に質疑はございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 新委員がお聞きした中にもその他商行為とあるのですが、貸し先で入場料を徴収するという場合も商行為ということでよろしいのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 あくまでも、条例上、入館料の設定は残っておりまして、そちらについては、現状、いきいき財団が行っている企画展とか、そちらが主催する事業に関しては入館料を徴

収するという形を残しております。一般の利用に関しては、あくまでも、貸し館として借りていただくのと同じ形態になりますので、そこで改めて入館料の設定をするということは、こちらとしては想定しておりません。なので、商行為に含まれるという想定であります。

○委員長 大屋委員。

○4番 大屋委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 4番 よろしいですか。

他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 何点か伺います。

改めて、まず、現在の使い方がどうなっているのかです。どういう形でそこを利用しているのか。中身、それから年間の回数ですとか開催期間、直近で、手持ちの資料で分かる範囲内で結構ですので、現状というのを教えていただきたい。

それから、2つ目が、現在やっております、企画展示という呼び方が適当なのかと思うのですが、貸出しを始めるギャラリー化した後、それらの企画展というのはどんなふうになっていくのか。市の企画展として残していくのか、あるいは、その企画展の作品を構成している作者ですとか団体がギャラリーを借りて自主展示する形態に移行させていくという形になるのか、その点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 まず、現在の利用状況でございますけれども、現在は、産文のほうで所蔵している絵画等を展示する常設展というものと、一定の作者等に限定した形での展示を行う企画展・特別展等を行っております。そういったものを一応通年で、あそこは入館料を徴収する施設として現状動いておりますので、切れ目なく行うような形で運用をしているところでございます。今後につきましては、その中で一定期間、一般利用に供する期間も設けるというところで、財団の主催事業と並行してアートギャラリーを活用していくというような運用形態になるという形です。

企画展につきましては、いきいき財団のほうで、例えばどなたの展示をやるとか、そういったものを企画して、その中で企画展として一定の期間展示をしていくというやり方をしていく、その形態に関しては今後に残していく。その空いている期間というところを一般利用にも供していくという形、そこは並行して運用していくというふうにご理解をいただければ

いいかと思います。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

あと2点ほどですけれども、新しくギャラリーをオープンした後の利用見込み、個人とか団体もあるということですが、それというのは、どのぐらいの利用率ですとか、何団体ぐらいとか、一定の想定もあるのか、その点が1つ。

それから、この手のものは、なかなか幅が広がっていくのに時間がかかる問題で、利用率のアップといいますか、利用される方、あるいは団体は、何年もやっていきますと、どうしても固定されてしまう傾向があるようです。そういう点で、利用率アップ、あるいは幅広く利用を促していくような方策ということは、何かお考えがあるのか伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 まず、利用の見込み、ニーズというところでございますけれども、今回の改正に当たっては、そういった作品展示の場所を求める声があったということが現状でございますので、団体、個人の方も含め、そういった方々の一定のニーズはあるというふうに捉えております。

利用率アップの方策ということですが、ここについても動き出してみないとどの程度の予約状況になるかというところは分からないのですが、現状、運営自体はいきいき財団のほうで行っておりますので、財団のホームページ等で、そういった利用形態が変わった、いつが利用できるというような情報についても、適宜流していく必要はあると思っております。また、市外の利用も当然今回想定しておりますので、市外の方が展示の場所を探しているところを行田市でうまく拾えたりとか、そういったことも発信をしていただければいいかと思っております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 2点ほど伺います。

こちらの条例についてですけれども、特に変わってはいないのですが、そもそも、

利用日数の定義が5日間、かつ、市長の認める者の場合はこれを延長することができるので
すけれども、こちらの定義というものについて。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 利用日数については、もともとの規定の中で5日間を限度という規定がござ
いまして、今回はそこをいじっておりませんので、アートギャラリーについてもその規定に
含めるという形で、5日間の利用が最大となっております。これに関しては、いろいろ利用
の形態等を伺う中で、ある程度週末を絡めた、例えば3日間、4日間とか、木金土日ぐらい
の利用が結構多いようなお話を聞きまして、そういったところでも、現行の5日間という
ところで問題ないかというふうには判断しているところです。

以上です。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 その他市長の認める者というのは、こういったものが想定されるのか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 現状、こういったことを想定しているかということは、具体的にはございま
せん。ただ、今後、どうしても5日間では賄えないというような利用が見込まれた場合には、
最終的には市長判断で認めていくということも可能かというところで、そういった部分での
規定でございます。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

もう1点ですけれども、一般の、これまで小さく活動されている方も利用できるというこ
とで、その方たちにとっては、アートの展示などと思うのですけれども、これまで財団が企
画しているものの間の時間にそういったものをということで、やはり、一般の方は小さな活
動をされている方が現状としても、やはり、知り合いに告知をしていくぐらいの規模しか広
がりがないような気がするので、そういった方たちが、常にスケジュールが入ったときの告
知方法を、どういうふうに地域とか市民の方に告知をして、いわゆる利用者というよりも、
来館者を増やす方法のお考えがあるのでしたらお伺いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 各団体がアートギャラリーを利用するに当たって、そこに関する周知という部分に関しては、会館側としても、会議室を借りた団体がそこで何をやるかを周知することはいきませんので、具体的なスタンスとしては、そういう形になろうかと思います。

以上です。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 改正した条例の中では、そういったアートの周知、反映というところですので、お金のかからないやり方ではSNSが一番活用しやすいと思いますので、そういったスペース等ができるようでしたら、一般の方の展示会が開催されている内容なども、ぜひ今後取り組んでいただけるようにお考えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

新委員。

○3番 新委員 昨年までの入場者数であったり、企画された数、いわゆる稼働率みたいなところを伺いたいのと、来年以降どれぐらいの入館者であったり利用を狙っているのかというような計画や目標というものはございますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 まず、昨年までの利用状況ということで、人数で過去5年を申し上げます。令和元年度2,764名、令和2年度ゼロ、令和3年度1,363名、令和4年度1,822名、令和5年度2,162名となっております。

こちらの今後の目標設定でございますけれども、具体的な設定は設けておりませんが、なるべく施設の稼働に空きがないように、効率的な運営をしていければと思っております。その中で利用者が増えればいいのかと思っておりますが、貸し館でございますので、あくまでも、貸し館利用が、そこは予約が入っていただくというのがこちらとしては大きな入り口になるかと思いますので、そちらについては周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

具体的な目標の数字はないということだったのですけれども、目標数値がないと、先ほどのSNSでの周知だったり、そういったものにも力が入らないと思うのですが、先ほどの貸

し館数も想定がない、どれぐらいの貸し館数を目指すということも考えていらっしゃるということでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長 現状、いきいき財団の企画展等との調整もありますので、実際に使える期間というのがかなり限定される部分もございます。そういったところで、まずは条例を改正して一般の利用に供するという形を整えることで、今後利用を促していくという形を取っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第52号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第52号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決するものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 56分 休憩

午前 9時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長

の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 おはようございます。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は議案第53号でございます。ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 救助工作車の取得についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大木契約検査課長、お願いいたします。

○契約検査課長 おはようございます。

本日はご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第53号 救助工作車の取得について説明いたします。

議案書の103ページをお願いいたします。

本案は、救助工作車Ⅱ型を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきご審議いただくものでございます。

救助工作車については、各種災害発生時における人命救助等の備えとして配備しておりますが、現在使用している車両は平成16年度に購入したもので、20年が経過し老朽化していることから、車両を更新し、消防署本署に配備しようとするものでございます。

契約の概要ですが、品名は救助工作車Ⅱ型で数量は1台、取得方法は一般競争入札、取得金額は消費税を含めて1億5,840万円でございます。契約の相手方は、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司氏でございます。

104ページをお願いいたします。

これ以降は参考資料となります。

初めに、納入期限は令和7年3月17日、納入場所は行田市消防本部でございます。

次に、入札の経緯についてご説明いたしますので、105ページをお願いいたします。

本件は、令和6年4月9日に一般競争入札の公告を行っております。入札参加資格については、競争入札参加資格者名簿に登載されているもので、元請として国または地方公共団体と救助工作車の契約を履行した実績を有する者といたしました。入札の予定価格は税抜きで1億4,518万円で事前に公表しております。入札執行につきましては、令和6年4月26日に埼玉県電子入札共同システムにより開札を行い、3社が入札に参加しまして、株式会社モリタ東京支店が予定価格の制限の範囲での最低の価格をもって落札し、本議会に上程することとなったところでございます。

106ページをお願いいたします。

救助工作車の主な仕様や装備の概要について掲載したものになりますが、今回導入する車両は、大地震による悪路や降雪した路面においても走行できるよう駆動方式を四輪駆動とするとともに、重量物を牽引するためのウインチ装備、つり上げるためのクレーン装置、夜間の活動を安全に行うための油圧駆動式発電照明装置等を装備し、油圧や空気圧により重量物を排除する器具、鉄やコンクリート等を切断する器具など、人命救助に必要な救助器を搭載しているものであります。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 ご説明ありがとうございました。

今、106ページの中で主な仕様等が明記されておりますけれども、今回20年使用した工作車とほぼ同一仕様なのでしょうか、それとも、この性能は前よりよくなったとかはございますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

現在使用されている車両と今回取得する車両につきましては、日野自動車のレンジャーと

いう車名でございます。当然、20年たっておりますので、型式とか排気量、全長等は多少変わりますが、基本的には同じ型式で、こちらのほうも救助工作車Ⅱ型という同じ型式で取得するものでございます。

また、今回新たに救助工作車として取得するものにつきましては、悪路の走破性を考慮しまして、二輪駆動から四輪駆動へ変えて、悪路でも機敏に動けるような車ということ、それから、出動中に車内で活動準備が整えられるようにキャビン、室内の中をハイルーフ仕様にするなど、LEDの照明などもつけながら、活動しやすい仕様となっております。

以上であります。

○委員長 4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 詳細なご説明ありがとうございました。

主に、二駆から四駆になって、大型地震等で悪路でも対応できる点を向上させていると理解できました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

新委員。

○3番 新委員 こちらで伺いたいのが2点ほどありまして、1点は、今の車両が20年経過だと伺ったのですけれども、どれぐらい出動などがあったのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

この20年の間ですけれども、過去5年間の集計は取っております。平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間で見ますと、464件となっております。その内訳につきましては、火災が62件、交通事故の案件が83件、水難事故の案件が17件、機械事故の案件が13件、建物事故が126件、救急車の支援行為が129件、その他34件となっております。過去5年間の平均出動件数は92件となっております。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。思っていたよりかなり出ているんだなということを感じました。

この車両は、周辺の自治体、例えば連携協定を結んでいるようなところが保有しているものなのか、行田市だけなのか伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

こちらは行田市で取得しているものでございますので、行田市で使用しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 とすると、例えば、他市への出動はすることはない車両ということですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

基本的に、行田市市内の出動ということになってございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 何点か伺います。

出動回数、内容については伺いました。ただ、その他34件というのはどういうものなのか、一つ一つお答えいただく必要はありませんが、中身がイメージできるようなご答弁をお願いしたいのですけれども、それが1つ。

2つ目が、106ページの下のほうに主な積載品と列挙されておるのですけれども、こちらの観点から、現在持っている車両と機能的に何か新しくなったとか、大幅に刷新されたとか、そういう項目というのがあるのか、あるいは従来とほぼ同じ内容なのか、その辺をお願いしたいのと、幾つか分からないものがあるのですけれども、水難救助用、山岳救助用、除染用器具とかはイメージできるのですけれども、上のほう、切断、破壊用器具というのがどういうときに使うのか分からないので、幾つかその辺のところで、こういう目的で使うというのをお答えいただきたい。

最後、他市や県外もそうでしょうけれども、協力要請とかでの貸出しは想定していないということのようではけれども、あった場合にはどうなのかという点と、受けないのでしょうかということと、今後、そういう想定というのはどうなのか。給水車とかは行っていますよ

ね。それと同じように、こういうものの他市、あるいは県外からの応援要請というのは十分あり得るのかと思うのですが、その点についてお考えをいただければと思います。

○委員長 村田委員の質疑が、消防の細かい、車両とか、その辺のことになってくるので、契約検査課で分かる範囲でお答え願えればと思います。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

まず、事案がいろいろある中で、その他には何があるかということでございますけれども、こちらに挙がっているもののほかのその他というところでございますと、すみませんが、今のところ把握しているところではございません。

○委員長 浅見部長。

○総務部長 その他の細かい案件は、今手元にないので、後で資料にまとめさせていただいた上で委員会のほうに提出させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○契約検査課長 それから、今回取得する車両と今使用している車両でどういう違いがあるかということでございますが、先ほども少しお話しさせていただきましたが、大地震による悪路とか降雪の路面においても走行できるように、今まで二輪駆動だったものを四輪駆動にしている、それから、重量物を牽引するためのウインチ装置等を更新していたり、車内に照明をつけたり、活動しやすいようにハイルーフ仕様にしたり、そういうところは更新させております。

次に、切断、破壊用の器具などをどういう目的で使うのかということでございますが、例えば、交通事故等の案件等がある場合につきましては、事故を起こして車内に閉じ込められてしまった場合とかに、そのような切断する機械や油圧のジャッキ等を使ってドアを壊して救助したり、また、例えば、建物事故ですと、建物に閉じ込められてしまった方の多くが、実際によくございますのが、独居老人の方が建物の中で具合が悪くなってしまって安否が分からなくなってしまったりとか、そういうときにも、申出によりまして消防のほうで出動しまして、ドアとか窓を壊して救出したり、安否を確認したりするということもあるということを知っております。

それから、他市への協力等は工作車はしていないかということですが、こちらにつきましても、具体的な今までの事例があるかというところにつきましては、私たちも資料がございませんので、こちらの部分は、改めて委員会を通して資料を提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 浅見部長。

○総務部長 ちょっとだけ補足をさせていただきます。

2点目のご質疑で、前回と比べて装備内容はどうかという話がありましたので、そちらについてお答えさせていただきます。

基本的には、この救助工作車の装備用品につきましては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令がありまして、こちらで、特別救助隊を設ける場合については、こちらの省令の別表に掲げる装備を装備しなさいという形で規定がありますので、基本的には、ほぼ同一内容ということによろしいかと思います。省令の定めに従って装備内容をきちんと具備しなければならないという形になります。

それと、最後の3点目ですけれども、他市の出動要請に対してというところでございます。

確かに、東日本大震災などでも一部消防の車両が向こうに応援で行っているという実例がございます。ただ、これは、たしか国の補助金を受けた車両で、何かあったときには手伝うようにというところが多分あると思います。そういったところがあって、前回、東日本大震災のときには、応援要請があったので出動したという実情がございます。

今後どうするかというところですが、基本的には、特別救助隊を設けている場合については、各市救助工作車を作っているという形となります。当然、熊谷市あたりは作っておりますし、この間議場でも申し上げた春日部市、そういったところも作っております。作っていない場合において、派遣要請があった場合については、本市のそのときの実情を加味した上で、余裕があれば、当然その派遣要請に応じる場合もあるかと思います。そのときの行田市の状況等を加味して、その都度、派遣要請に応じるかどうかというところは判断するのかと考えております。今回は、そういった国の補助金は活用しないで、起債で特定財源がほぼ当たっているという状況ですので、国の出動要請といったところの縛りというのはない状況でございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 大変勉強になりました。ありがとうございます。

先ほど、もう1点質疑項目があったのを言いそびれておりましたので、続けて1点お聞きしたいのですが、最初の説明の中で、資格者名簿に登録されている、それと契約等の実績のあるものという状況の中での入札だということを伺ったのですが、この資格者

名簿の登載というのは、県でやっている統一的なものかと思うのですが、違っていたら正しいのを教えてほしいのですが、何社あって、その中で実績あるものということで何社に絞られたのか。最終的に何社に絞られた中で3社が参加したという、そこだけでも結構ですので、分母を知りたいという趣旨ですので、よろしくお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

消防車両の救助工作車の入札の参加可能業者はどれぐらいを想定していたのかということでございますが、救助工作車という特殊車両ということでございますので、今回の入札に参加可能と想定される業者数は18社と想定しておりました。なお、本市に消防車両として業者登録している業者は70社ありまして、その中で、救助工作車であろうと想定していたものは18社でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第53号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第53号 救助工作車の取得については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

○委員長 お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては委員

長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長　本日はこれにて閉会いたします。

午前　１０時　１９分　閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建 設 環 境 常 任 委 員 会

6 月 1 8 日 (火 曜 日)

令和6年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年6月18日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）
議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例
議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例
議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）
- 審査日程 【都市整備部】
議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）
【危機管理監】
議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例
【環境経済部】
議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例
議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）

○出席委員（6名）

委員 長	小 林	修 委員	2 番	小 林 淳 一 委員
副 委 員 長	木 村	博 委員	3 番	吉 田 豊 彦 委員
1 番	福 島	ともお 委員	4 番	小野寺 貴 男 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

加 藤	修	危 機 管 理 監 兼 市 民 生 活 部 危 機 管 理 課 長 事 務 取 扱
長 澤 紳 介	一	市 民 生 活 部 副 参 事
江 森 裕	五	環 境 経 済 部 長
五 十 嵐 章	和	環 境 経 済 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長
吉 田 秀	一	環 境 経 済 部 副 参 事
高 橋 栄	弘	都 市 整 備 部 長
五 十 幡 雅	臣	都 市 整 備 部 次 長 兼 下 水 道 課 長
根 岸 正		上 下 水 道 経 営 課 長

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは、始めさせていただきます。

当委員会に付託されております案件は、議案4件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行いますので、よろしくお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 おはようございます。

それでは、誠に恐縮でございますが、一言挨拶を申し上げます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃から都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜りまして誠にありがとうございます。

また、本日、都市整備部に係る議案につきまして審査いただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い

いたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第45号について

○委員長 議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

議案書の74ページをお願いいたします。

今回の補正は、国庫補助金の充当を予定していた枝線実施設計等において、補助金の決定額が当初の見込みを下回ったことによる財源不足分を企業債として計上するものでございます。また、債務負担行為の補正でございますが、本年度から2か年継続事業として予定しておりました谷郷ポンプ場の改築工事について、令和6年度の当初予算で令和7年度事業費に係る債務負担行為を設定していなかったことから、本補正予算にて措置するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条は資本的収入の補正でございます。補正予定額は1款資本的収入、1項企業債6,565万円の増額、3項国庫（県）補助金6,565万円の減額とするものでございます。また、国庫補助金の減額により資本的収入及び支出の不足額を補填する財源の枠が変更となることから、第2条本文中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,837万4,000円を6,434万3,000円に、当年度利益剰余金処分額1,357万1,000円を760万2,000円とするものでございます。

第3条の債務負担行為の補正及び第4条の企業債の補正は、別表によりご説明いたしますので、75ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正でございますが、幹枝線等工事について限度額を1億4,500万円から6億2,670万円に増額し、谷郷ポンプ場の電気及び機械設備の改築工事を実施するものでございます。

77ページをお願いいたします。

第2表企業債補正でございますが、限度額を5億870万円から5億7,435万円に増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次の79ページから83ページまでは補正予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

補正予算説明書でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良費企業債、1節公共下水道事業債は、国庫補助金の減額に伴い、その財源不足分として企業債を増額するものでございます。

3項国庫（県）補助金、1目国庫補助金、1節国庫補助金は、国庫補助金の減額分でございます。

以上で議案第45号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第45号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第45号 令和6年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 36分 休憩

午前 9時 37分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

市民生活部（危機管理監）所管の議案について審査を行います。

まず、危機管理監、ご挨拶をお願いいたします。

○危機管理監 危機管理監の加藤でございます。

貴重なお時間をいただき、誠に恐縮でございますが、一言ご挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の小林修委員長をはじめ委員の皆様には、日頃より市民生活部所管の危機管理行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて、本日ご審査いただく案件は、市民生活部危機管理課の議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後説明申し上げますので、本日はよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第47号について

○委員長 議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

加藤危機管理監、お願いします。

○危機管理監 それでは、議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例について細部説明申し上げます。

議案書の88ページをお願いいたします。

本案は、地域の防災及び災害復旧に関する重要事項に関し、自衛隊とより一層の連携強化を図るため、行田市防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官を追加しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の32ページをお願いいたします。

第3条第5項は、防災会議委員について規定するもので、第2号に陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者を追加するものでございます。

第6項は、委員を追加するに当たり、委員の定数36人を37人とするものでございます。

第7項は、第5項第2号を追加したことに伴い、引用している号に号ずれが生じたため、引用条項を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、89ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第47号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第47号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうございます。

先ほど陸上自衛官を1名追加するという話ですけれども、これは行田市民なんですか。どいう形の方を任命するのか、もし詳細分かりましたら教えていただきたい。市長がこれから任命するんでしょうけれども。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 行田市民かということですが、こちらは陸上自衛隊の大宮駐屯地に所属している自衛官から任命するものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

次に、何か質疑のある方はおられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第47号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

討論の申出がありますので、発言を許可します。

福島委員。

○1番 福島委員 議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例に賛成の討論をいたします。

今回の改正により、陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者が加わります。防災会議に陸上自衛隊の方が参画することにより、平常時から本市と陸上自衛隊との間の連携、協力強化が見込まれます。陸上自衛隊は国内における地震、風水害、火山噴火、雪害などの自然災害や火災、航空機事故などの際の救助などの災害派遣に携わり、国民の生命や財産の保護に寄与しております。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、直近ですと能登半島地震のような大規模災害の際に、陸上自衛隊が果たした役割とその貢献は非常に大きなものとなっております。

よって、委員の皆様には本議案にご賛同いただきますことをお願い申し上げまして、議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例に対しての賛成討論とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出のある方おられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第47号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第47号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 43分 休憩

午前 9時 50分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃より環境経済部の事業に多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、ご審査いただく案件は、補正予算及び商工センター条例の一部を改正する条例についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第48号について

○委員長 初めに、議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

商工観光課長、五十嵐課長、お願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の90ページをお願いいたします。

商工センターの使用料につきましては、平成27年7月策定の行田市使用料・手数料見直し基本方針に基づき、午前、午後、夜間または1日での貸出しとしていた会議室を時間貸しに変更し、平成29年10月から適用していましたが、ホール及びパブリックホールにつきましては、その使用目的から、従来どおり午前、午後、夜間または1日貸しの設定としておりました。しかしながら、昨今の社会情勢やコロナ禍を経て、商工センターホールの利用目的は大きなイベントやコンサートなどから、小規模の集会やセミナーなどに変わっており、ステージを利用しない短時間での利用が増えております。

このような状況を踏まえ、利用者の利便性向上と施設の有効活用、利用促進の観点から、ホール及びパブリックホールについて、午前、午後、夜間または1日単位での貸出しから、1時間単位または1日単位での貸出しとして料金設定を行うとともに、会議室同様に日曜日、土曜日、休日の区分を撤廃し、併せて用語の整備を行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の33ページをお願いいたします。

まず、第3条は用語の整備を行うものでございます。

第8条は、ホール及びパブリックホールの使用料を規定する別表第1及び会議室の使用料を規定する別表第2を統合するため、規定の整備を行うものでございます。

第10条、第12条、34ページの第14条及び第21条は用語の整備を行うものでございます。

第23条は別表第1及び別表第2の統合に伴う規定の整備を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

第26条は用語の整備を行うものでございます。

次の別表につきましては、別表第1を削り、37ページに記載の別表第2を別表として、日曜日、土曜日及び休日の区分を削除した上で、ホール及びパブリックホールの1時間単位の料金を設定するほか、1日の利用に限り2割を減額した料金を設定するとともに、用語の整備を行い、併せてホールまたはパブリックホールを準備または練習のために利用する場合の使用料について、従前のとおり100分の70を乗じて得た額とすることを規定するものでございます。

新たな使用料算定の考え方といたしましては、従来の平日の1日の利用時間数に対応した1時間当たりの使用料から100円未満を切り捨てた額とし、1日利用の場合は新たな1日分の料金から2割を減額した料金とするもので、従前の使用料を上回ることがないように配慮しております。

議案書に戻りまして、92ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を本年7月1日とし、改正後の別表の規定は、本条例施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第48号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 説明ありがとうございます。

細かい部分になってしまうんですが、2つほどお願いします。

新旧対照表の34ページですけれども、第12条第1項第5号で「不正な」から「不正の」に変わっていることは、用語の整理なので、特に意味合いは変わらないということによろしいでしょうか。

もう1点が新旧対照表の35ページなんですが、第26条第1項第2号の改正後は「事由により」、改正前が「理由により」ですけれども、事由ということで、より事実に沿ったということで、狭めているということは、改正前に何かこの理由だとちょっともめごとがあったとか、線引きするのが難しいという何かの事例があったんでしょうか。

以上2点になります。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 まず、不正という用語の部分につきまして、または35ページの事由と理由の部分につきましては、これは特に大きな差異はございませんが、法制執務上の一定のルールとして、事由と理由につきましては、1つの事柄に対して表現する、引用するようなものと、もう一つは、漠然と表現された部分について引用するものと、そういったもので法制執務上のルールにのっとった今回見直しを図った、用語の整備を図ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。次に質疑のある方。

1番、福島委員。

○1番 福島委員 私も1点お伺いしたいところがございます、別表第1の備考の8の部分、「施設等の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、この表に規定する使用料のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する」とあると思うんですけれども、これはどうなったのかなということでお伺いしたいなと思います。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 新旧対照表の37ページ、改正前記載の8番の件でよろしいでしょうか。

○1番 福島委員 はい。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 すみません、お答え申し上げます。

電気、ガス、水を利用した場合は、実費相当額を徴収するという規定でございまして、新たな改正後につきましても、規定は残してあるという形ではあるんですけども。

〔「ここに載ってない」と言う人あり〕

○商工観光課長 大変お待たせしました。現在、この新旧対照表では、改正後の38ページで、略の6、ここに入っているものが同様の規定でございまして、ここに見えてないだけでございまして、大変失礼いたしました。

○委員長 よろしいですか。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第48号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第48号 行田市商工センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認め、よって、議案第48号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第43号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

環境経済部、吉田副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 おはようございます。

環境経済部副参事の吉田と申します。

それでは、議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）の商工観光課が所管する部分についてご説明いたしますので、議案書の46ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金の右のページ、魅力ある地域づくり事業補助金は、埼玉県ふるさと創造資金を活用した日本遺産忍城を核とした国内外への魅力発信事業に対するもので、本市が提案した日本遺産忍城の特性を生かし、戦国時代の雰囲気味わえる武士と忍者に変身できるコンテンツの造成や、チャンバラ合戦、忍城おもてなし甲冑隊と忍者のコラボショー、人力車によるまちなか回遊、インバウンドを含む観光客の誘客といった取組が今回採択された全55事業のうち2事業が該当となった知事が特別に認める事業に認定されたことに伴い、総事業費1,500万円に対しての補助率2分の1から3分の2に引き上げられました。令和6年度一般会計予算においては、補助率2分の1の750万円を歳入に見込んでおりましたが、補助率が3分の2に引き上げられ、歳入が1,000万円となることから、250万円の増額を見込むものであります。

なお、議案第43号、商工観光課所管の補正予算につきましては、歳入の増額のみを見込むものであります。

以上で議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）の商工観光課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第43号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分についての質疑は終了いたしました。

△議案第43号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第54号について

○委員長 次に、議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）を議題とし、執行部の説明を求めます。

商工観光課長、五十嵐課長、お願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）についてご説明いたしますので、議案書の1ページをお願いいたします。

本補正予算案は、観光庁が新たに観光コンテンツを造成し、販売を見据えた取組を行う事業者に補助金を交付する地域観光新発見事業において、本市が提案した日本遺産「足袋蔵のまち」を「行田足袋」で歩いて巡るプレミアムガイドツアー造成事業が先月30日に採択されるとともに、事業の収益性や付加価値が非常に高く、地方誘客を強力に進めることができ、高い事業成果を目指す限りないポテンシャルがあると認められる重点支援事業に認定されたことから、本事業を実施するための経費を措置するものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、議案書の11ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費及び3目観光費は、日本遺産「足袋蔵のまち」を「行田足袋」で歩いて巡るプレミアムガイドツアー造成事業を行田足袋組合及び行田おもてなし観光局と連携して実施するものでございます。

事業内容といたしましては、観光客に行田足袋を実際に履いてもらい、足袋関連施設等を巡るガイドツアーを造成するとともに、忍城を拠点に実施する行田花手水weekや希望の光と連動させ、花と光の特別なアート空間を演出するなど、本市の伝統工芸と歴史、アートを組み合わせた他の地域にはない観光コンテンツを造成することで、首都圏や海外からの新たな観光ルートを創出し、本市の集客と観光消費の拡大につなげていくものでございます。さらに、行田足袋の多言語パンフレットや多言語のPR動画を作成するほか、国内外に行田足袋の魅力を発信することで、行田足袋の認知度向上を図るものでございます。

予算の内容といたしましては、右ページ説明欄◎商工業育成振興費の18節足袋産業活性化

推進交付金は、本市の伝統産業である足袋産業の活性化と国内外における行田足袋の認知度向上を図るもので、行田足袋の多言語パンフレット作成費として48万4,000円、行田足袋の多言語PR動画の作成費として147万7,000円、東京都内において全国各地の伝統工芸品を国内外に発信するなど、様々なプロモーションを行っている伝統工芸品魅力発信施設COCO JAPANにおいて行田足袋の展示、販売、情報発信を行う委託費として22万円、合計218万1,000円を行田足袋組合に交付するものでございます。

次の◎観光事業費の18節行田おもてなし観光局補助金は、本市の伝統工芸品である行田足袋と歴史アートを組み合わせた他の地域にはない観光コンテンツを造成するもので、日本遺産「足袋蔵のまち」を「行田足袋」で歩いて巡るプレミアムガイドツアーを実施するためのガイド研修費として22万円、ガイドツアーPRチラシの作成費として40万円、行田足袋を歩いて巡る際のレンタル用雪駄の購入費として20万1,000円、郷土博物館前の池を活用した大水面花の作成費として290万4,000円、忍城でのレーザーアートマッピングの作成及び実施費として587万4,000円、ウェブ広告やSNSを活用した国内外への情報発信費として121万円、合計1,080万9,000円を一般社団法人行田おもてなし観光局に交付するものでございます。

次に、歳入予算について申し上げますので、戻りまして、議案書の7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項6目商工費国庫補助金の右ページ、地域観光新発見事業補助金は、日本遺産「足袋蔵のまち」を「行田足袋」で歩いて巡るプレミアムガイドツアー造成事業に対するもので、補助対象経費のうち400万円までは10分の10、400万円を超える部分については2分の1を見込むものでございます。

9ページをお願いいたします。

19款繰越金は、補正財源として前年度繰越金を措置するものでございます。

以上で議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第54号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 説明ありがとうございます。

議案書12ページの◎商工業育成振興費の18節足袋産業活性化推進交付金ですが、ご説明の中で多言語パンフレットやP R動画作成費について147万円という金額が出てきたと思うんですけれども、これをするによって、今大体それを必要とする観光客がどれくらいいて、それを見て足袋を買うという目論見とか見積りがあってこの金額を決めたかと思うんですが、そのあたり詳しく分かれば教えてください。

以上です。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 足袋のパンフレット等についてのご質疑でございますが、まず多言語といいましても、その対応する言葉につきましては、日本語と英語と中国語ということで予定しているところでございます。インバウンドを見据えた形でのこれまで足袋のパンフレットというものが、足袋の事業者様を確認いたしましても、なかなかそろったものがないというようなところから、国内外への発信用としてのパンフレット作成というふうに考えているところでございます。言語は日本語、英語、中国語ということで現在予定しておりまして、特に台湾からの興味を持たれている観光客の方が多くございまして、埼玉県もアジア圏ですと台湾をターゲットにインバウンド誘客を推進しているというところで、その辺県と連携して推進していければということで今回予定したものでございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林委員 ありがとうございます。

分かったらいいんですけれども、世界に向けて、日本内外への周知というところで、これで足袋の魅力とかを伝えるのがメインのパンフレットなのか、それともそれを見て実際買ってくださいかメインなのか、これはどちらなのでしょう。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 足袋といいますと伝統産業でございまして、今事業者数は少なくなっておりますけれども、日本遺産にも登録されている行田の足袋でございますので、この辺を広く国内外に発信することと、併せてお土産にしたりということで、1つでも観光客の方にご購入いただければありがたいなという思いで今回作成するものでございます。

○委員長 よろしいですか。次に質疑のある方おられますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 私から1点伺いたいします。

12ページの行田おもてなし観光局補助金の絡みのプレミアムガイドツアーのところ、もう少し詳細な部分をお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 福島議員のご質問にお答えいたします。

このプレミアムガイドツアーの詳細につきましては、まずガイドツアーの参加者に実際に
行田足袋を履いていただきまして、例えば行田の足袋工場、忍城、ヴェールカフェ等、足袋
関連施設をガイドと一緒に巡りまして、日本遺産のストーリーをひもとく商品をツアーとし
て造成していきたいと今検討しているところでございます。

また、先ほどガイドツアーと併せて、行田花手水、希望の光も連動させることによって、
花と光のアートと空間創出ということで、こういったツアーの高付加価値化を図ってまいり
たいというものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑のある方はおられますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第54号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第54号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第2回）は、原案のとおり可決するに
賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一
任願いたいと思いますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 10時 22分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小 林 修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

6 月 1 9 日 (水 曜 日)

令和6年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年6月19日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例
議案第50号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 審査日程 【健康福祉部】
議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）
議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例
議案第50号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○出席委員（7名）

委員 長 橋 本 祐 一 委員

3 番 岩 崎 彰 委員

副委員 長 田 中 和 美 委員

4 番 養 田 英 雄 委員

1 番 野 本 翔 平 委員

5 番 村 田 清 治 委員

2 番 斉 藤 博 美 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

上	村	浩	代	健 康 福 祉 部 長
長	島	浩	司	健康福祉部次長兼
藤	倉	敬	士	健 康 課 長
前	島	伸	行	福 祉 課 長
吉	田	兼	弘	子 ども 未 来 課 長
田	中	義	久	高 齢 者 福 祉 課 長
瀬	尾	昌	之	健 康 福 祉 部 副 参 事
				税 務 課 長

○事務局職員出席者

書 記 進 藤 翔 太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

本日は健康福祉常任委員会、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、議案第44号、第43号、第49号、第50号について随時審査に入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案3件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆さんに申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様、おはようございます。

本日も健康福祉常任委員会の皆様には多くの議案をご審議いただくことになります。何とぞよろしくお願いいたします。

まず最初は、国民健康保険特別会計の補正予算になっております。今年の12月にマイナンバーカードと健康保険証の一体化ということで、新規の健康保険証の発行が廃止されます。それまでの間に改めてマイナンバーカードにひもづけされている健康保険証の情報に誤りがないかどうかというのを確認するようにという国からの指示がございましたので、それに関連した通知等を発行するための関連予算になっております。

次に、一般会計補正予算、こちらについては大きく5つございます。

1つ目としては、今年の6月に定額減税が行われておりますが、定額減税がし切れなかつ

た方に対する調整給付及び新たに非課税と均等割のみ課税世帯になった方々に対して10万円の交付を行うものとなっております。これらについては、必要な予算が確保でき、課税情報が確定をしたら、速やかに給付を行うよう準備をしていきたいというふうに考えております。

次が子ども・子育て支援交付金関係になっておりまして、内容が今年の7月からまず先行してこども誰でも通園制度が始まります。本格的には10月からとなりますが、その人員体制を確保するに当たって、こども誰でも通園制度のほかに一時預かり事業というものを使うようにという国からの助言もございましたので、一時預かり事業に必要な予算を要求するものです。また、昨年のこども基本法などの動きから、こども計画の策定が各自治体で始まっております。これまでの子ども・子育て支援事業計画よりも大きなこども計画というもののの中に、子どもの居場所ですとか、子どもの貧困対策といったものを盛り込むことになっておりまして、このこども計画に関しては、県が今年の5月に素案を公表しましたので、それを踏まえて本市でも策定しようということで、追加でこども計画に関する必要予算を要求するものです。

3つ目が新型コロナワクチン接種に必要な費用となっております。新型コロナウイルスのワクチンに関しては、定期接種化をされることとなりまして、今年からは65歳以上の方が定期接種の対象ということで、自己負担が生じることとなりました。それに関する予算を要求するものとなっております。

敬老事業の記念品に関してが4つ目となっております。各地区の敬老会事業、令和5年度で廃止をいたしました。それに代わる事業として、全ての高齢者のためになるような事業をしてほしいというような市民からのご意見がありましたので、これを踏まえて関連予算を要求するものとなっております。

そして、最後が条例とも関係しますが、栗原宣幸こどもの居場所基金への積立てが5つ目、大きなものとなっております。

条例関係に関しては2つございまして、栗原宣幸こどもの居場所基金条例、これに関しては1億円を原資として、今後、子どもの居場所づくりをしていきたいというふうに考えております。内容としては、先ほど申し上げたこども計画で検討していきたいというふうに考えております。

最後の行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、3歳児ですとか、4歳児、5歳児の保育士基準の最低基準が見直されましたので、これを条例改正で対応するものとなっております。

いずれも、補正予算の内容も、条例改正の内容も、市民の皆様の生活に密接に関係するものとなっておりますので、皆様のご慎重な審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第44号について

○委員長 初めに、議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）を議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、長島課長、お願いいたします。

○健康課長 おはようございます。

それでは、議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算について説明申し上げます。

議案書の62ページ、お願いいたします。

まず、第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,518万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億605万1,000円とするものでございます。

まず、歳出について説明申し上げますので、72ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されることに伴い、システム改修及び周知広報等を実施するための所要経費について措置するものでございます。

予算の内容としましては、次の73ページ、説明欄の◎一般管理費の10節印刷製本費、11節郵便料及び12節電算委託料は、健康保険証とマイナンバーカードの一体化を周知広報するためのリーフレットの作成費用等の所要経費を措置するものであります。

12節OAシステム改修委託料は、本年12月2日の健康保険証廃止後において、被保険者資格情報をオンラインで確認することができない方に提供する資格確認書等に係るシステム改修経費を措置するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻っていただきまして68ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項2目国民健康保険事業補助金は、印刷製本費や郵便料、システム改修委託料に係る歳出計上額の全額を見込むものであります。

次、70ページをお願いします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、電算委託料に係る歳出計上額の全額を見込むものであります。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第44号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 何点か質疑を行いたいと思います。

まず、本会議で資格確認書と保険証の違いについて私確認したと思うんですけども、その中で違いはないということの答弁がありました。それは利用目的について言ったのかと思うんですけども、まず1点確認したいのが、資格確認書の有効期限がどうなっているのか。あと更新時の申請というのはどうなっているのか。当初は1年で申請しなくてはならないということになっていたかと思うんですね。それが月日が流れるに当たって変わったのかなというところもあるので、正確に情報を知りたいので、まずその点をお伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○健康課長 お答え申し上げます。

まず、資格確認書の有効期限でございますが、制度上は5年間を最長にということでお話をいただいておりますけれども、本市におきまして、また近隣市の状況を申し上げますと、大体1年ということで発行するところが多いので、これにつきましては、その方の状況、所得の状況ですとか、変わることがございますので、その確認も含めて1年ごとというふうに今のところ考えているところでございます。

また、更新時の申請というところでございますが、原則はこちらで必ず申請をいただくということがありますが、当面の間は国も、まずこちらで申請なく交付するというところで手続をしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、確認したいんですけれども、最長国では5年でありますけれども、行田市としては近隣市の状況を見て1年と今考えていることと、あと申請は当面の間は要らないけれども、今後は分からないということでもいいですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 委員のおっしゃるとおりで、有効期限は1年、あと申請については、制度上は申請をいただかなくてはいけないところですが、国もその辺は、今は当面の間はこちらで発行できるということでしております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 制度上が必要ということであれば、その後は申請が必要になっていくのかなというふうに捉えました。

それで、病院で読取機を入れていないところがあるということの答弁が本会議でありましたけれども、その場合、資格確認書を持っていくと私聞いた感じがします。そうしますと、マイナ保険証と資格確認書を2つ保持しなくてはいけないということなんでしょうか。市内で数%入っていないということですが、市外に行けばもっとあると思うんですね。県外の病院にかかっていらっしゃる方もいると思うので、その辺確認させてください。

○委員長 長島課長。

○健康課長 12月2日以降、オンライン資格の確認ができない医療機関につきましては、自分のマイナンバーカードと健康保険証がひもづけされている方は、こちらで資格情報のお知らせという通知を送らせていただきます。ですが、まず今回、本年の7月に保険証の更新手続を行います。ですので、今加入されている方には、短期保険証とか別にしまして、1年間の有効期間を持っている方に全員発行しますので、来年の7月いっぱいまでは、今度発行する保険証で医療機関に受診は可能でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 資格情報のお知らせというのは、資格確認書とはまた別で、全員に配布するものということでもいいですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 資格確認書はひもづけが行われていない方、資格情報のお知らせはひもづけを行

っている方に通知いたします。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

それともう1点ですけれども、国で、資格確認書を利用した場合とマイナ保険証を利用した場合では受診料に差があると、高く設定するという方針が一度出されています。その点が現在どうなっていますか。同じ受診を受けていながら、資格確認書の人、マイナ保険証の人と支払いが変わってくると、その辺について伺います。

○委員長 長島課長。

○健康課長 医療費の関係でございますが、結論としましては、マイナ保険証を利用した方は医療費で20円安い状況でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 かなり批判があったと思いますので、マイナ保険証を利用した場合を低くしたと。受診料に差があるという面では同じなのかなと捉えました。

それと、利用の周知ですけれども、リーフレットでお知らせすることだと思います。行田市で僅か6%、1割以下の今利用率ということで、今度本格的に始まるわけですが、低迷している中で、このリーフレットは周知させる1つのアイテムと捉えますけれども、あと半年ですよ。そうすると、もう95%の人が現状だと利用していない状況で、ほかに予算が出てませんけれども、周知方法として、どういったことを考えているんですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 周知方法につきましては、市報、ホームページはもちろんのこと、SNSを使った周知等もさせていただいて、できるだけ皆さんが便利に使っていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 その利用率については、周知を含めて目標値というのは来ているんでしょうか。

それと、まずこのマイナ保険証、便利にということは今おっしゃいましたけれども、まず任意ですよ。その確認をしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○健康課長 まず、利用率の目標値というところでは、正式に目標値何%というふうには来ておりません。

それと、今言ったように、このひもづけについては任意で、できるだけ使っていただいたほうがメリットがございますので、それを推奨したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、便利にということとメリットと、市としては推奨するということですが、リーフレットでお知らせする際に、この情報漏えいの問題がもう起こってますよね、7,300件もね。僅か全国で5%しか使っていないのに、これだけの情報漏えいが起こってしまっているということで不安な市民がいらっしゃると思うんですね。

さらに、市のホームページ、SNSできちんこのマイナ保険証が任意だとうたっているところもありますので、その辺は市としてメリットばかり打ち出すと、責任のところが多分負えないと思います。その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 リーフレットの中にも、その辺誤解しないように強制でなく任意というところをしっかりと伝えていきたいと思います。

○委員長 他に質疑ございますか。

○2番 斉藤委員 資格確認書と保険証、今の現在の保険証と違いはないと、目的については同じということですが、そうすると、この多額な1,500万円使って資格確認書をつくる意義というのはどういうふうに考えてます。最後それだけお願いします。

○委員長 長島課長。

○健康課長 法律上、12月2日からは新しく保険証を発行することができません。ですので、ご本人に資格の情報をお渡しすることができないので、資格確認書というものを発行しなければ、医療機関にかかっていただくことがなかなか難しくなってしまうので、それを発行する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 資格確認書って保険証ではないんですよね。あくまで確認書ということで、国民皆保険制度、全ての人が保険に入るという上では、ただの確認書という意味合いが強いのかと思いますので、その辺が疑問に思いましたけれども、取りあえずいいです。

○委員長 他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第44号の討論

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算に関して反対の討論を行います。

紙の保険証が廃止となり、事実上マイナ保険証が強制となる補正予算となります。

何点か反対理由、今の質疑の中で出てきました。まず、資格確認書についてはあくまで確認書であって、保険証ではなく、国民健康保険制度の観点から疑問ということ。

もう一つ、同じくマイナ保険証と資格確認書で支払いに差が出てしまうこと。

それともう一つ、資格確認書が保険証の代わりとなるのであれば、現行の保険証を残せばいいし、多額の税金を使い資格確認書を発行する必要性について疑問ということ。

それと、これまで全国で5%の利用者に対して、別人の情報を登録するなど情報漏えいが起こっている。その中で、窓口負担の割合のミスも起きていることで、この対処が実質責任が負えないというふうに捉えます。

以上のことから、この議案に反対とさせていただきます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第44号の採決

○委員長 次に、採決をいたします。

議案第44号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 51分 休憩

午前 9時 53分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第43号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長。

○福祉課長 福祉課長の藤倉でございます。

それでは、議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、福祉課所管部分につきましてご説明を申し上げます。

他の課の所管する部分もありますが、併せてご説明いたします。

初めに、歳出ですが、議案書の56ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の右ページ、説明欄の一番上の◎定額減税調整給付金給付事業費ですが、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税が実施されることに伴い、納税義務者本人及び扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回るものに対し、上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

予算の内容といたしましては、事務費として10節印刷製本費から13節OA機器借上料、事業費として18節定額減税調整給付金を措置しております。

まず、10節需用費の印刷製本費は、主に給付に係る封筒等の作成のためのもの、次の11節役務費のうち郵便料は、申請書類等を対象者へ発送する費用と、対象者が記入した書類を市へ返信していただくためのもので、送付と返信の費用を計上しております。

その下の手数料は、給付金を申出のあった銀行等の口座へ振り込むための費用です。

12節委託料のうち申請支援業務委託料は、申請書類の受付及び処理、給付金の問合せ等の対応、給付のためのデータ作成等の事務処理を委託するための費用で、委託に係る費用を定額減税調整給付金給付事業の対象者1万5,000件と、住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業費の対象1,100件、住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業費の900件を支給対象の件数の割合で案分したものです。

その下のOAシステム改修委託料は、令和6年度の住民税の課税データから対象者の抽出

及び給付額を算定するためにシステム改修を行うもの、その下の電算委託料は、抽出した対象者に送付する申請書類等の作成を行うためのものです。

13節〇Ａ機器借上料は、申請書類等の受付及び給付事務処理に係る〇Ａ機器を借用するためのものです。

18節定額減税調整給付金ですが、令和５年度の課税状況を基に算出した対象者１万５,０００人分、さらに令和６年分所得の確定申告等により対象となる方への追加給付が当初給付の１割あるものと見込み、措置しております。

次の◎住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業費は、令和６年度の個人住民税が新たに非課税となった世帯を対象に、１世帯当たり１０万円の給付金を給付するとともに、１８歳以下の対象児童を扶養している世帯については、児童１人当たり５万円のこども加算を支給するものです。

予算の内容といたしましては、事務費として３節時間外勤務手当から12節〇Ａシステム改修委託料を措置するとともに、事業費として18節住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金を措置しております。

まず、３節時間外勤務手当は、住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業に従事する職員の時間外勤務手当です。

10節需用費から12節委託料の申請支援業務委託料までは、定額減税調整給付金給付事業費と同様です。

12節委託料、〇Ａシステム改修委託料は、住民税の課税データから対象者の抽出及び給付額を算定するためのもので、住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業と住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業においては、定額減税調整給付金給付事業費とは給付対象の抽出及び支給額の算定方法等が異なることから、別のシステム改修が必要となるため、その費用を住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業と住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業の世帯数で案分した額を措置するものです。

18節負担金補助及び交付金のうち住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金は、国の示した計算方法と前回新たに非課税となった世帯へ支給した令和５年度の納税義務者の増減数を勘案し、１,１００世帯分を措置しております。

その下の住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金（こども加算）は、これまでの各給付事業での実際の給付状況を勘案し、住民税非課税世帯の児童１１０人分を措置しております。

次の◎住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業費は、令和６年度に個

人住民税が新たに均等割のみ課税となった世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付金を給付するとともに、18歳以下の対象児童を扶養している世帯を対象に児童1人当たり5万円のこども加算を支給するものであります。

予算の内容としましては、事務費として3節時間外勤務手当から13節給付支援サービス利用料を措置するとともに、事業費として18節住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金及び住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金（こども加算）を措置するものです。

3節時間外勤務手当から12節委託料のOAシステム改修委託料までにつきましては、住民税非課税価格高騰重点支援給付金給付事業費と同様の内容でございます。

13節使用料及び賃借料の給付支援サービス利用料は、いわゆるファストパスの利用料で、マイナンバーカードをお持ちの方が市からの申請書類等に記載された二次元バーコードをスマートフォンで読み取ることにより申請手続を行うことができ、申請書類等を送付する手間と郵送にかかる時間短縮等を図ることができるサービスを利用するためのものです。

18節負担金補助及び交付金のうち住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金は、国の示した計算方法と令和5年度に新たに均等割のみ課税となった世帯の増減を勘案し、900世帯分を措置しております。

その下の住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金（こども加算）は、これまでの給付事業と実際の支給状況を勘案し、住民税非課税世帯の児童110人分を措置しております。

続きまして、歳入ですが、戻りまして44ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の右ページ説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、歳出の3事業につきまして、国庫負担割合10分の10として歳出の全額をこちらの臨時交付金で賄うものです。

戻りまして、40ページをご覧ください。

第2表繰越明許費、3款1項の定額減税調整給付金給付事業は、今回の補正予算で措置している同事業において、令和5年分の確定申告に基づき、令和5年分所得税額確定後に不足額を給付する場合があることから、税額が確定後の申請から事業完了まで一定期間を要し、年度内に完了できないことから、翌年度に繰り越して事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものであります。

以上が福祉課所管の部分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、子ども未来課、前島課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 子ども未来課長の前島です。よろしくお願いします。

それでは、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出についてでございます、予算書の54ページをお願いいたします。

2款総務費、1項6目基金費、右ページ説明欄◎基金費のうち24節栗原宣幸こどもの居場所基金積立金は、市内在住であった故栗原宣幸氏から本市に対して、児童福祉など福祉事業振興への使途を目的とした1億円の遺贈寄附があったことから、栗原宣幸こどもの居場所基金に積み立てるものでございます。

58ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、右ページ説明欄◎児童福祉一般管理費のうち1節委員報酬から12節こども計画策定委託料は、国のこども大綱に基づく埼玉県こども計画の骨子案が本年5月9日に公表されたことから、本市において現在策定中の子ども・子育て支援事業計画等と一体で本市こども計画を策定するための経費を措置するものでございます。

18節一時預かり事業費補助金は、今年度新たに開始するこども誰でも通園制度について、国が一時預かり事業を利用して必要な職員数を確保するように示したことから、これまで一時預かり事業を行っていない2施設に対する補助金を措置するものでございます。

次に、歳入予算について説明いたしますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項2目民生費国庫補助金のうち子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業補助金に対するもので、歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

46ページをお願いいたします。

15款県支出金の2項2目民生費県補助金のうち子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業費補助金に対するもので、歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

48ページをお願いいたします。

17款寄附金の1項2目民生費寄附金のうち児童福祉費寄附金は、児童福祉等の福祉事業振興に対する遺贈寄附に受領したものでございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、高齢者福祉課、吉田課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 高齢者福祉課長、吉田です。よろしくお願いします。

それでは、議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、高齢者福祉課所管部分についてご説明いたしますので、議案書の58ページをお開き願います。

歳出3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、補正額1,302万3,000円ですが、内訳につきましては、右ページ説明欄のとおり、7節記念品費として1,050万円、10節印刷製本費として9万円、11節郵便料141万円、12節物品作成委託料102万3,000円です。これは令和5年度をもって廃止しました敬老会事業補助金の代替事業として、敬老月間である9月に市内在住の75歳以上の高齢者に対し、多年にわたり地域社会に貢献されてきたことに敬意を表するとともに、長寿を祝福する市長のお祝いメッセージカードと併せて記念品を送付するための事業を実施するに当たり、必要経費を措置するものであります。

なお、当該補正額の財源は全て一般財源であります。

議案第43号、高齢者福祉課所管部分の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、健康課、長島課長、お願いいたします。

○健康課長 それでは、健康課所管部分について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、議案書の60ページをお願いします。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費及び3目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種が65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象に、本年秋から冬にかけて実施されることとなったことに伴い、本事業に係る所要経費について措置するものでございます。

予算の内容ですが、61ページ説明欄の◎保健衛生一般管理費は、本事業に従事する会計年度任用職員1名を本年8月から来年3月までの8か月間雇用するための経費を措置するものです。

次の◎感染症予防費は、事務費として10節印刷製本費、11節郵便料、12節データ作成委託料及びOAシステム改修委託料を措置するとともに、個別接種を実施する医療機関に対するワクチン接種委託料として、12節予防接種委託料を、これまでの接種実績を勘案しまして、高齢者人口の約60%となる1万5,000人分を見込み措置するものです。

なお、ワクチン定期接種に係る委託料単価につきまして、現在行田市医師会と協議を進めているところでございますが、本予算では1接種当たりの費用を1万5,300円、ここから自己負担額3,260円と想定し、これを差し引いた1万2,040円として積算しております。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして52ページをお願いします。

20款諸収入は、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体からの助成金として、1接種当たり8,300円について、接種者数1万5,000人分を見込むものでございます。

その他補正財源としましては、19款の繰越金を措置するものです。

以上で健康課所管部分の説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第43号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 順番に、まず基金費、栗原宣幸さんの基金積立金、これは条例で出てますので、1点だけ確認したいと思います。

社協にも同様にこの方が寄附されていたかと思います。社協だよりも載っていましたけれども、こちらの1億円と社協は別物として考えてよろしいですね。その確認だけお願いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 今回、行田市の児童福祉のために1億円と、あとまた社協にも1億円寄附されているのは確認しておりますが、社協につきましては別法人になりますので、別という考え方で考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

次に、定額減税、所得税3万円、住民税1万円を2点だけ確認したいんですけども、これは過日議案第37号 行田市税条例の一部改正の専決処分の内容と全くこれは同じ、連動しているものと捉えます。

挨拶の中で部長から、あちらは税の控除で、こちらは引き切れない分の現金の部分と、新たに大変な方への現金の支給というふうに捉えますけれども、こちらが専決でなかった理由についてお伺いしたいんですね。

私が考えたのは、あくまであちらは市税の手続ということで早急にやらなくてはいけなかったのかなと、こっちは現金ということで、こちらは専決じゃなかったのかと思うんですけども。そうしますと、この現金の支給というのはいつからなのか。まずその私の考えてい

る専決じゃなかった理由が合っているかどうか。それと、そうであればこの現金支給というのはいつ頃になるんでしょうか。

○委員長 瀬尾税務課長。

○税務課長 先ほどの専決の関係ですけれども、専決につきましては、まず減税というところで、税が確定してすぐ出さなければいけないという今年度当初からのものなので、専決でやったものでございます。

○2番 斉藤委員 それは分かるんです。なぜ同じ内容なのに専決をこちらはしてないんですか。それは現金だと思えるんですけれども、だからそれは遅くなってもいいということなのかというんです。だから現金支給はいつからなのかということです。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 まず、調整給付、あとは非課税と均等割のみ課税世帯に対する給付金については、税情報などを使って対象世帯を抽出して金額を確定して給付をするという手続を考えております。それに関して、まずシステム対応をしなければいけないんですが、まだそのシステム改修をするシステム業者との契約が7月頃を予定しておりまして、契約をしましたら、対象者とかの確定ということになっていくのですが、8月とか9月ぐらいに給付を予定しております。

専決ができるケースというのは、直ちに対応しなければいけなくて、日があまりない、議会を開いていただいているいとまがないというような要件があったと思うんですが、今回に関しては、システムベンダーさんのスケジュール上、どうしても7月、8月ぐらいになってしまうだろうというようなことがございまして、それまでにこちらとしては予算を確保しておけばいいというような考えがありましたので、専決とはしませんでした。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

もちろん専決じゃないほうがいいんですけれども、やむを得ないということで専決にするわけで、今聞いたら8月、9月に給付ということで、早いほうかと思いましたので、了解しました。

それともう1点ですけれども、市税条例で専決してますけれども、扶養も減税されるということなんですね。こちらの方は、ここの定額減税のまさにこの方たちがイコールだと思うんですよ。こちらの方が扶養に入っていると、専決で。そう考えますと、ダブって支給とい

うことでよろしいのかどうか。要はこちらで現金でもらう人、専決で扶養になっている部分と両方で支給ということでそれはいいということでしょうか。

○委員長 瀬尾税務課長。

○税務課長 定額減税につきましては住民税1人1万円、扶養も同じ考えです。調整給付金になると、逆にそれから引き切れなかった分ということです。

○2番 齊藤委員 扶養の部分を聞いてるんです。ここに載っている方は扶養である可能性が高いわけですよね、ここで現金で頂く方というのは。この方は現金でもらう分と扶養でついている分というのは両方、要は該当する可能性が出てきますけれども、それはいいということでもいいんですか。それは前提ということなんでしょうか。要は、ここに定額減税給付金の現金でもらう3万円、1万円の合計4万円をもらう方は現金で頂くわけですよね。ただ、要は扶養と両方該当してしまうわけですよ。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 定額減税は、あくまで減税ですので、現金給付はないです。

○2番 齊藤委員 そちらも該当するし、こちらはこちらで現金支給ということですか。

○健康福祉部長 簡単に申し上げますと、合計4万円引き切れなかった方、減税し切れなかった方の不足分が現金給付とすることなので、1人当たり4万円減税するんですけれども、例えば3万5,000円しか減税額いかなかった。じゃ残り5,000円は調整給付で現金給付をしましょうというような仕組みになっております。なので、定額減税の対象範囲と調整給付の対象範囲は変わらないです。定額減税で4万円基本的に引き切れなかった方々に対して、不足分の調整給付を現金でお送りするというような仕組みになっています。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 引き切れなかった部分は分かりました。

その新たな現物支給という人もありますよね。2つ。そちらをお願いします。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 定額減税の対象とならない、そもそもが非課税の方と均等割の課税世帯に関しては、令和5年度は10万円ずつ合計お支払いをしています。去年の経済対策で令和5年度だけではなくて、令和6年度も非課税または均等割の課税世帯に新たになるのであれば、その方々にそれぞれ10万円ずつ世帯に給付をしようということになってます。なので、定額減税の対象と非課税、均等割のみ課税世帯の対象はかぶらないと考えています。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。そちらの専決で引き切れなかった分があくまでここということで、新たにここの方が現金で4万円もらうということはないということですよね、今の部長の説明ですとね。

要は何が言いたいかというと、両方該当するというのがこの制度としてありなのか、いやそうではないんだよと。なぜかといいますと、税務署で扶養の人というのはつかんでないはずなんです。名前は確定申告でも書くと思うんですけども、住所まで記入はしてないので、どこの誰が扶養につけているかというのは、母親とかと書く部分もあるんですけども、なので、こちらでその4万円を頂くとすると、そちらの兼ね合いがよく分からなかったので、分かればいいです。またあれだったら税務課に聞いてみます。全てがこの方たちが扶養になる、該当する可能性が高いということで私が質疑しました。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 もしかしておっしゃっているのは、非課税とか均等割とか、そちらの方とかぶるんじゃないかということですよ。ただ、非課税の方の対象の条件としましては、その世帯が全て扶養に取られている方のみで構成されている世帯というのは除かれますので、例えばよそで別世帯で取っている方というのはカウントしない、10万円側の対象としてはなっていません。非課税世帯側の人としては取らないようになってます。

その関係に関しましては、こちらから万が一その書類が行ったときも、チェック欄がございますので、そちらに私たちはそれに該当しませんというところにチェックしていただくように、これまでの非課税世帯への給付金等でも対策として記載していただくようにしております。

○2番 齊藤委員 基本はかぶらないということで一応承知しました。かぶらないんですよ。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 幾つか確認というか、教えてください。

まず、栗原宣幸さんの1億円の基金ということでございますが、改めてどういった内容で使われるのかという部分なんですね。要は人件費とか諸払い、そういったことでいつの間になくなってしまうということになると寂しいので、伺いたいです。

それと、老人福祉費の関係で、先ほど記念品というふうにございましたが、この記念品、

何名分ということと、現在どういったものというのが分かるようでしたらば、教えていただきたいと思います。

以上2点です。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 基金の使い方についてでございますが、今回基金費を積み立てるもので補正予算は取っているものでございまして、実際にどのような事業に基金を活用するかというご説明をさせていただきます。

昨年12月22日に閣議決定されたこども大綱におきまして、居場所づくりが重要事項として位置づけられたものでございます。昨年4月に施行されたこども基本法では、このこども大綱等を勘案して、市町村こども計画の策定に努めることとされております。そのため、本市ではこどもまんなか社会を実現するための計画であるこども計画を今年度策定したいと考えておりまして、予算計上もさせていただいているところでございます。その計画の中で子どもや若者、子育て当事者等の意見を聞きながら、今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、何名分かということですが、予算上は1万5,000名分で計上させていただいておりますが、実際に送るときは9月15日、敬老の日現在で75歳以上の方に対して送らせていただきますので、実際の人数は実績で人数は減るかと思いますが、予算上は1万5,000名分で上げております。

あと送る物の内容ですが、こちらは敬老会事業補助金の本来の目的でありました、交流の場づくりという趣旨を踏まえまして、多くの市民の方が集います、古代蓮の里の古代蓮会館の入館招待券プラス古代蓮の里で利用できる買物券、こちらが入館券が400円分と買物券300円分を合わせた700円分を送る予定であります。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、栗原さんの関係につきましては、今後詰めていくということですね。ありがとうございます。

老人福祉費につきましては、理解できました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 1点だけ確認させていただきます。

こども計画を策定するときの委員さんの構成メンバーというのは、どういう団体から選出されますか。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 こども計画につきましては、現在行っている子ども支援事業計画と一体でつくる予定でございまして、現在行っている事業計画につきましては、行田市子ども未来審議会というところで検討してございます。その審議会で、併せてこども計画につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 審議会で検討するということであれば、その審議会の構成団体をお尋ねします。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 メンバーにつきましては、児童福祉、子ども・子育ての関係者、それから子ども・子育ての知見者などが構成メンバーとして入ってございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。知見者ですね。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 具体的には、委員さんの名簿といたしまして、行田市保育協議会の保護者部会の方、私立幼稚園連盟PTAの方、行田市PTA連合会、商工会議所、保育協議会園長部会の方とか、NPOの子育ての方、社会福祉協議会の方とか、校長会から選出されたり、民生委員・児童委員の方、あとは公募委員が2人入ったりしております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。

この後、このこども計画を策定する中で、栗原宣幸こどもの居場所基金の居場所というこ

とをどういう形で今後議論していくのかということで、参考までに構成メンバーをお尋ねしました。ありがとうございました。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 老人福祉費についてお伺いしたいと思います。

これまで敬老会事業の廃止に伴う今回の補正予算ということで、以前は自治会にお任せしていたことでいろいろな課題があったかと思います。今回、市でやるということで私は賛成ですけれども、それを踏まえて、先ほど記念品の中身について、古代蓮の入館料ということもありました。当初予算では、協賛店優待事業ということでやるということでした。新たに、もう3月当初予算から数カ月で補正が出てきたわけですが、内容を見ても、特段3月に組めない予算ではないと考えます。補正の意義というのは、年度途中でやむを得ない事情があって出してくるものと捉えますけれども、今回なぜ、市民からの声でということはいっていましたけれども、最初からこういった内容というのは組めなかったのかどうか、お伺いします。

それと、感染症予防ですが、先ほど基金助成金ということで、その他のところに財源の内容が出ています。これというのは、説明していただきたいのは、これは国の事業として、全国でこのワクチンの助成はやるということでいいんですか。その基金との兼ね合いについてお伺いしたいのと、それとこれは、先ほど秋から冬にかけてということがありましたけれども、毎年やるものなのか、今年度だけなのか、お伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まず、当初から予算組めなかったのかということですが、まずこちらの敬老会事業補助金の廃止に伴う代替事業につきまして、まず高齢者優待制度につきましては、こちらについては地域によっては店舗等がないところもありますので、全ての高齢者のための事業をしてほしいという、まず声がありました。

それ以外の事業につきましては、やはり市だけではなくて、いろいろな方の声を聞きたいという中では、敬老事業打合せ検討会議でありますとか、自治会連合会長会議ですとか、そういう場で高齢者のための事業について検討いただきましたが、なかなか方向性というのがうまく出ておりませんで、最終的に方向性と定まったのがもう年度末近くなってしまいましたことから、当初予算には上げられなかったことから、今回6月補正で上げさせていただいたものです。

以上です。

○委員長 長島健康課長。

○健康課長 ご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましてですが、まずいただいたのは、このワクチン接種については全国で行うのか、そして毎年行うことになるのかというところでございますけれども、予防接種法の改正がございまして、今回、新型コロナウイルスワクチンについてが定期接種のB類に該当する。同じようなものでいきますと季節性のインフルエンザがあり、高齢者の方に接種していただいている。

市の役回りとしましては、接種を希望する方が接種できるように、機会を設けなくてはならないということがB類でございますので、全国的にこちらは法律上実施をするところでございます。

また、法律を位置づけられましたので、今のところ毎年度、秋冬接種というところで実施されると認識しております。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ワクチンの関係ですけれども、国の予算で出ていなくて、基金費という形の説明があったので、これ、全国的にやるのであれば、国の特定財源のところ、国が出てくるのかと思ったんですね。ところが、基金助成金ということだったので、その兼ね合いをちょっと分からなかったもので、再度お聞きしたいのと。

老人福祉費ですけれども、いろんな自治会だとかに聞き取りを行ったというのは、ちょっと遅かったのかと思います。それで、12月末ということだったんですけれ、それだったら本年度予算にのせられると思うんですね。

やっぱり補正予算の意味合いからすると、計画というのはきちっと段取りを組んで、当初に予算を上げないと、こんな数カ月で補正予算出るといのはどうなのかと思いますので、その辺、どうだったのか。計画がどうだったのかと、もう一度お伺いします。

○委員長 長島健康課長。

○健康課長 まず、国の基金が交付されるという部分につきましては、流れ的に国から管理団体に資金がプールされまして、それが接種した件数によって、1接種当たり8,300円ずつ自治体へ交付されるという流れになります。

以上でございます。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

3月の末に、一応方向性が決まりました。確かに、当初に上げるべきかと思うんですが、やはり今まで長い間やってきた敬老会事業補助金に代わる代替事業ですので、やはり関係者の方、あるいは多くの方の意見を反映させていく、要望等を聞きながらやっぱり決めていく必要がある中では、時間をかけてやった結果、3月になってしまいましたので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ちょっと気になった点が何点かありましたので、質疑させていただきます。

59ページの老人福祉費ですけれども、これ、岩崎委員と斉藤委員からも指摘があった老人福祉費のちょっと補足の質問ですけれども、古代蓮会館のこの記念品費ですか、入館券と買物券、400円ずつ措置されているんですけれども、この入館券と買物券の記念品費になった経緯というか、理由というか、なぜそうなったのか。この記念品がなぜここに設定されたのかという経緯がまず1点と、この買物券は、例えば期限とかはあるんですかね。期限があるかどうか。この2点ほど、まず先にお伺いします。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、金額については、入館券分が400円で、お買物券分が300円の700円になります。

経緯ですが、先ほどもちょっと申し上げましたが、敬老事業打合せ検討会議という、まず敬老事業を検討していただく会議があります。それ以外に、各地区で敬老会事業というのをやっていただきましたので、その主体となっていたのが各地区の自治会連合会ですので、自治会連合会の会長さんが集まる会議等において、まず全ての高齢者のための事業についていろいろとご検討いただき、ご意見をいただきました。

要望として、具体的なこととしては、市長の気持ちを届けることとか、商品券やクオカード配布、あるいは補助金の交付といったものが多く出された中で、市としては代替事業として考えておりますので、こういった要望と、あとは敬老会事業補助金そもそもの本来の目的であったのが、高齢者の交流の場づくりというものでしたので、その点も踏まえた上で、先ほども言いましたように、多くの市民が集う場所としてあります古代蓮の里の入館券と、あとはお買物券でそこに集っていただきたいという形でそちらに決定したものです。

あと、期限につきましては、令和7年3月31日までということで予定しております。

以上です。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご答弁ありがとうございました。

期限が年度内ということだったんですけれども、基本的にこういう事業は、交流を促進する上ではあっていいのかと思うんですけれども、例えば買物券は300円じゃなくて、これを500円とか、例えば1,000円とかという、そういうことの検討はなかったのかな。どうでしょうか。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

敬老会事業補助金の代替事業と考えていく中で、やはり買物券の金額を上げますと、そもそも当初で、昨年度までやっていた敬老会事業補助金の額よりもかなり上がってしまいますので、その辺との兼ね合いも含めまして金額を設定させていただいた次第です。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました、ありがとうございます。

次、質問ですけれども、61ページの感染予防費の件ですけれども、コロナワクチンで65歳以上の方は定期接種だったと思うんですけれども、60歳から64歳の方は重症者に限るだったと思うんですよ。重症者になる可能性がある対象者はどのように、これは判断するのでしょうか。

○委員長 長島健康課長。

○健康課長 お答え申し上げます。

64歳までの方でリスクの高い方というのは、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方というのを、医師のほうで判断いただいてということになります。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 その場合は、例えばどれぐらいいるかどうかというのは、試算とかありますか。

○委員長 長島健康課長。

○健康課長 すみません。こういう状態の方が今何人いらっしゃるかは、ちょっと分かっておりません。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○1番 野本委員 59ページの児童福祉一般管理費の一時預かり事業のところで質疑させていただきます。

一時預かり事業、まだやっていない2園に対する補助金だったと思うんですけれども、まず1点目は、こども誰でも通園制度を、当初のときの説明では7月ぐらいからやっていくというお話だったと思うので、今回のこの一時預かり事業をあと2園がやるということが、すなわち行田市におけるこども誰でも通園制度の始まりという認識でいいのかどうかお聞きします。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 こども誰でも通園制度につきまして、7月に1園やる予定で、その後は10月に4園プラスされて、5園やる予定になっております。

こども誰でも通園制度につきましては、国から、市で始めることが7月からであれば、補助も頂けるというような条件になっておりますので、まずは7月で1園始めて、状況をそこで確認したものについては、ほかの4園さんにもやり方について情報を共有して、スムーズなこども誰でも通園制度の普及を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○1番 野本委員 ありがとうございます。

今回の一時預かり事業というのと、行田市におけるこども誰でも通園制度というのは別の事業と理解したほうがいいんでしょうか。お願いします。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 事業的には別の名称にはなっているんですけれども、実際、一時預かり制度を活用していないと、こども誰でも通園制度の事業を使えないという国のお話があるものですから、こども誰でも通園制度を行うために、一時預かり制度を今回2園が手を挙げるといような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○1番 野本委員 分かりました。

現状、行田市で、例えば一時預かり事業とかと検索してもヒットしないんですよ。これは、今まで行田市は一時保育事業という名称で取り組まれていると思います。先ほどのご説明で、一時預かり事業と一時保育事業の今後のことを考えたときに、例えば、こども誰でも通園制度というのを市民にお知らせしたりするときに、今までは一時保育事業となっているので、市民の方が調べた場合は、恐らくこども誰でも通園制度がやりたいことと、若干その条件とかが違ってくる。一時保育事業の場合はやむを得ない場合に限定されたような条件の表記になっていますので、一時預かり事業とこれまでの一時保育事業、そこら辺の文言は今後統一していくんでしょうか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 一時保育事業でホームページも入っているんですけども、こちらについては、緊急的、一時的にやむを得ない場合、ご利用ができるものでございますが、それは事業としてありまして、またこども誰でも通園制度におきましては、未就園児の方、月10時間活用ができて、市ではそれは無料で活用できるものですから、そちらは別でホームページ等において周知を図っていきたいと考えております。なお、こども誰でも通園制度を使った後、それ以上、月10時間以上使いたいという方については、一時保育事業でさらに追加で使っていただくということも可能だと認識しております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第43号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第43号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩をいたします。

再開時刻は11時ちょうどを予定しております。よろしくお願いいたします。

午前 10時 49分 休憩

午前 11時 00分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退出については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

△議案第49号について

○委員長 次に、議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の93ページをお願いいたします。

条例制定の理由でございますが、栗原宣幸氏からの寄附金1億円を原資とし、こどもの居場所づくりの推進に要する経費の財源に充てるため、栗原宣幸こどもの居場所基金を設置したいので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条文の内容につきまして順次ご説明を申し上げます。

議案書の94ページをお願いいたします。

1条は、基金の設置について規定するものでございます。

2条は、対象になる子どもについて、子ども基本法で規定されている心身の発達の過程にある者を子どもとして規定するものでございます。

具体的には、国の居場所づくりに関する指針において、学童期、思春期、青年期までを含めるとされていることから、おおむね30歳未満までを対象と捉えているところでございます。

3条は、基金の額等について規定するものでございます。

4条は、基金に属する現金の管理の方法について規定するものでございます。

5条は、基金の運用から生ずる収益金の処理について規定するものでございます。

6条では、財政上必要があると認められるときにおける繰替え運用について規定するものでございます。

7条は、基金を処分することができる条件を規定するものでございます。

8条は、委任について規定するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は公布の日からとし、基金の全部が処分されたとき、その効力を失うものとするものでございます。

以上で議案第49号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第49号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 こどもの居場所基金条例ですけれども、本会議で他の議員の質疑の中から、子どもということですから、30歳未満ということでは29歳まで対象にしたということでしたけれども、いろんな子どもの定義というのはあると思うんですけれども、大体が18歳という区切りが多いと思います。29歳までにした理由は何なのか。

それと、18歳までを対象にすれば、より手厚い事業が行えるのではないかと考えますけれども、そういったところの議論というのはどうだったのでしょうか。1点、お願いします。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 2条では、こども基本法で規定されている心身の発達の過程にある者ということで規定しているんですけれども、国のこどもの居場所づくりに関する指針において、具体的に、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが示されておりまして、子どもが、若者となり、そして大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者を指しておりまして、そういったことから30歳未満という形で対象を捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田清治委員。

○5番 村田委員 こどもの居場所というのは、具体的にどういうものを指すのか、教えてください。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 居場所につきましては、子どもにとって居場所につきましては、物理的な場所ではなく、遊びや体験活動、オンライン、そういったことも含まれておりまして、実際、子どもが安全で安心して過ごせる多くの場所という形で捉えておりまして、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会ができるところ、自己肯定感や自己有用感を高め、心身、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で、子どもが本来持っている主体的な創造力を十分に発揮して、社会で活躍していけるよう、子どもまんなかの居場所づくりが必要であると考えておりまして、そういったところが居場所になるんですけれども、具体的には学校というところは子どももいるでしょうし、実際に放課後、学童とか、そういったこともあると思います。

そのほか、第3の居場所という形で、今、話題にはなっておりますが、そういったNPO法人さんのあるようなところも、居場所の一つと考えております。

以上でございます。

○委員長 村田清治委員。

○5番 村田委員 最初の文言については、国が示したガイドラインを参考だと思うんですけれども、今の説明を聞いていると、青年期を迎えた30歳未満の方たちは、特に居場所というのはそこに入ってこないと感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 青年期に当たってきますと、実際なかなか学校とかそういったところには入らない、もう卒業されている場合というのはあるかとは思いますが。その中で、自分がちょっとこれは感じているところなんですけれども、オンライン空間といったところも実際にはそれも居場所のうちの一つだと考えておりますので、そういったところも含めて考えられるのも一つですし、図書館とか、そういったところも居場所のうちの一つだと思っております。

そういう中で、子どもの中で多くの意見を聞きながら、どういったものに活用していくかということも含めて、今後検討していきます。

以上です。

○委員長 村田清治委員。

○5番 村田委員 補正予算で出ていたこども計画の策定の中で、そういった青年期の人も対象になってくるんでしょうか。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

補正予算で上がっていましたものも、同一的な考えで青年期の方の居場所として捉えるものでございます。

以上です。

○5番 村田委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 村田委員の部分と関連してくるんだと思いますが、せんだって市長が定例記者会見ということで、この基金につきまして資料を用いて説明をしているんですね。その中に、こどもの居場所づくりということで表記されておりまして、行田の将来を担う子どもたちが様々な学びや社会で生き抜く力、先ほどお話ございましたが、糧となる多様な体験の機会に接することができ、自己肯定感や生きる力を育むことができるよう、安全で安心して過ごせる多くの居場所づくりを推進しますと。

この文言からいきますと、具体的なイメージとして描けるのは、どちらかというところと小学生、この辺のところの主なのかと、私はそういうふうに理解したんですね。ということなので、この説明からいくと、ちょっと対象範囲が広いのかということを感じるわけなんです。ですので、小学生等にフォーカスしてやっていただいたほうが、基金も有効に活用されるのかと思いますが、その辺はいかが考えられますか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 今後、事業は検討していくような形にはなりますが、やはりその中でこどもまんなかの社会を実現していくために、こども計画等の中で、子どもや若者、子育て当事者の意見を聞きながら、その中で事業を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 当初の説明の中で、この方の意向としては、児童福祉事業全般にということだったと思います。それで、児童福祉という本人の意向からすると、青年期の社会人の方のオンラインを取って居場所というのは、その人の意向から随分と離れているのかと思いま

す。それ1点。

それと、児童福祉といってもかなりいろんな事業があつて、この1億円、すごくありがたい1億円ですけれども、足りないと思います。その中で、居場所に限定、これは市で限定したと思います。限定した理由というのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 栗原氏が児童福祉などという形での意向の中で寄附されたんですけれども、実際に親族の方、そして遺言執行者の方とお話をさせていただきまして、寄附者である亡くなった栗原氏の意向を確認しつつ、市としてもこどもの居場所づくりということの条例で、基金というのをつくりたいというお話をさせていただいた中で、つくらせていただいております。

そして、次に、限定した理由につきましては、繰り返しのところもあるんですけれども、本市では学校再編の取組を進めておりまして、学校が大幅に減少することで人とのつながりが希薄になるなど、社会変化が懸念されております。その中で、様々な困難を抱えた家庭もあることから、学校や家庭以外に子どもが地域で安全・安心して過ごせることができる第3の居場所が必要であると考えているというところでございます。

本市では、既にNPO法人や民間団体などがこどもの居場所づくりに取り組んでおられますが、こうした市民の皆さんが主体となった取組を積極的に支援していこうということも含めまして、こどもの居場所づくりを目的とする基金を設置したいと考えたところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 私の質疑に答えていないですけれども、今も子どもや学校再編のことが出てきていて、なぜ青年期なのかということです。社会人の方の居場所づくりという、オンラインということも出ましたけれども、本人が児童福祉全般にといっているのに市が青年期も含めるということを決めて、親族だとか遺言執行者に市が確認したということだと思うんですね。本人の意向があつてのこの寄附だと思いますが、なぜ、市がそこに青年期も含めて、この基金を使いたいのかがよく分からないということですね。

それと、教育委員会も含めて、放課後子ども教室のほうにもという、過日の他の議員の一般質問の中にも出てきましたけれども、健康福祉部だけではなく、教育委員会にもというのもよく分かるんですけれども、なぜ居場所に限定してしまうのか。そうすると逆に使いづら

くないですか。後から後から検討していく中で、いろんなものが出てくると思います。本当に子どもにこういう事業を行うと、いろんな福祉の観点で見えていくと足りないはずなんですね。そうすると、居場所と最初から限定してしまうと、かなり使いづらくなるんじゃないかと思いますけれども、その辺の協議というのはあったのなかったのか。2点、お伺いします。

○委員長 執行部に申し上げます。

今の斉藤委員の質疑に関して、栗原宣幸氏の本人の遺言、もしくはご家族の意向、その辺を詳しく説明していただくと、はっきりしてくるのかと思うんですけども。

上村部長。

○健康福祉部長 栗原宣幸氏からは、遺言執行人からお話がございます、福祉全般、児童福祉全般にというご意見でした。ですので、こどもの居場所について、栗原氏自身とお話をしたことは、もちろん、亡くなられていましたのでありません。

児童福祉全般に、児童福祉事業にというご意向を踏まえて市で判断をしたわけですが、今、子どもという定義が、先ほど答弁したとおり、18歳までというような区切りをもうつけないほうがいいのではないかと言われています。例えば16歳、17歳の子どもに対して居場所を与えたら、もう18歳になったらもう出ていってくださいということで果たしてよいのかどうか。大人として、自分で歩いていけるようになるまで、居場所を用意してあげましょうというような考え方で取り組むようにというような考え方があると思っています。

ですので、児童福祉といいますと、青年期は入らないのではないかというお考えはもちろん分かるんですけども、切れ目がないように、大人になるまでに居場所をつくっていききたいと思っております、そういった観点から取り組ませていただきたいと思いますし、もちろん自分自身の居場所を持ち得るような社会人の方、仕事ですとか、趣味ですとか、そういったものはありますので、そういった方々に対してオンライン上のコミュニティをつくろうというのではなくて、青年期までも含めた上で、今、居場所が必要な人たちはどういう人たちなんだろうという、まず実態把握をした上で、必要な取組をしていきたいと考えております。

ですので、18歳になったら突然サポートが切れないように、引き続き居場所をつくっていきけるようにと考えております。

なぜ、こども居場所基金として、居場所に限定してしまったのかについては、市長も申し上げていたように、集中的にこどもの居場所というものに対して、学校再編もございますので、取り組んでいきたいと考えています。1億円という限られた財源になりますので、長期

的に何十年も運用していけるものではないと考えていまして、短期的にこどもの居場所づくり、集中的にやっていきたいと思っております、それ以外の子どもに関する事業については、子ども未来基金ございますので、こちら活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 栗原宣幸氏の公開可能な情報についてご説明させていただきたいと思います。

栗原宣幸氏、年齢68歳で亡くなっておりまして、死亡された年月が昨年10月にお亡くなりになっております。生前の職業といたしましては会社員というところまでは、公開ができるという形で伺っておりまして、生前の住所というのは、行田市在住というところですが、そして、親族がいらっしゃいまして、あと遺言執行者がいるというところまでが、公開できるような状況でございます。

そして、市も遺族の方、そして遺言執行者の方とはお会いしまして、いろいろ聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 取りあえず、いいです。

それで、あと基金名に名前をつけることについて、お伺いしたいんですけれども、他の議員が本会議で質疑していましたけれども、本市では初めてということで、他市ではどうかということで、幾つかありますよということだったと思うんですね。

それで、これというのは、本人が名前を残してくれという意向だったのか、親族なのか、その辺の経緯についてもちょっとお伺いしたい。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 寄附者である栗原氏の意向を聞いたという形ではございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、今、行田市に基準がないわけです。そうしたら、100万円を寄附します。私は個人名を残してくださいということが、そこが意向がちゃんと通るのかどうか。この栗原氏の1億円の基金ということで、基準はないけれども、ある程度行田市の中でも議論したと思うんですよ。例えば金額が大きいだとか、いろいろその中でも議論があ

ったと思うんですね。

ただ、今基準がない中で、100万円じゃ駄目なのか、5,000万円じゃ駄目なのかというところにいきますよね。そういったところで、どういうふうな経緯でこれが名前をつくということとで協議がされたのか。

それと、今後やっぱり基準がないと、10万円寄附だってありがたいですよ。10万円で名前をそれぞれつけるのかどうかという議論に発展してしまうと思うんですけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 今回につきましては、ルールもございませんでした。寄附者の意向を踏まえるとともに、創設の趣旨や目的、寄附の金額などを総合的に勘案して、名前をつけるよう提案しているものでございます。

今後につきましては、ルール等を検討していくと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 考えていくというのは、ちゃんと基準、ルールをつくっていくということでいいですか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 市全体の中で、今後検討していくということです。

以上でございます。

○委員長 上村健康福祉部長。

○健康福祉部長 基金に名前をつけるかどうか、やはり基準を設けたほうが、例えば1億円なら名前を、ご意向を踏まえてつけたけれども、1億円に到達しないとつけないのかですとか、今後寄附を頂ける方に対するちゃんと説明責任を負わなければいけないというのは認識をしております。

ただ、ルールに関しては、市全般のルールとなりますので、健康福祉部としても、市全体として考えていきたいと申し上げていきたいと思いますが、基金共通のルールとなると、健康福祉部だけの問題でもないもので、それについては全庁的な課題として、健康福祉部としては声を上げていきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員、よろしいでしょうか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第49号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

野本委員、賛成。

田中委員、賛成。

他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 それでは、賛成の討論が2名ございましたので、まず賛成の討論として、野本委員、よろしく願います。

○1番 野本委員 賛成の討論をさせていただきます。

行田市が、こどもまんなかを宣言して以降、行田市は子どもに対する施策に取り組んでいるわけで、こどもまんなかを宣言した市として、こどもの居場所づくりに積極的に取り組んでいくことは非常に大事なことだと思います。

こども家庭庁は、こどもの居場所づくりに関する指針を昨年12月に出しておりますけれども、やはりこども家庭庁も、このこどもの居場所づくりというものを一丁目一番地に据えて、これまでのこども政策を見直していこうという意図を持っていると思います。

ですので、行田市がさらにこどもまんなかを推進していくためにも、これまでの既存の学童等の支援の在り方だけでは足りない部分があるということだと思いますので、こどもの居場所づくり基金を今後活用していくことをぜひとも期待いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長 次に、賛成討論、田中副委員長。

○副委員長 議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例に賛成の立場で討論させていただきます。

今、執行部のご説明等を伺った中で、この対象が30歳未満というところに注目をいたしました。その中で、切れ目のないよう、また必要なサポートが途切れないようなところが非常に重要だなと思います。

と申しますのも、具体例を挙げさせていただきますと、例えば養護施設にいらっしゃった方が、18歳、高校卒業したら出ていかなければならない。そのときに、自分の居場所が求められない。相談する人はいなくなってしまう。また、ヤングケアラーが社会的課題となっていますが、ヤングケアラーといっても、18歳を過ぎればヤングケアラーから解放されるわけでもなく、そういったものは継続されていくものだと思います。

家庭内暴力ですとか、そういったいろんなものも、18歳になれば解放されるということではないですし、今、大きな課題というのは、地域の見守りというか、今まで行われてきたことができにくくなっているというところで、野本委員のお話にもありましたけれども、こども家庭庁もこどもの居場所づくりということで、そこを重要視しているという社会的大きな課題と背景があるかと思いますので、その趣旨にのっとして、早速こういった基金条例を制定するというのは、大変喜ばしく思っております。

また、故人の遺志も、児童福祉に関するということは、結局、行田の未来を児童福祉に注ぐことで守られていくというか、そういったことを考えると、今、必要な大きな課題に資するところだと思いますので、大いに賛成させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 以上で、討論は終わりました。

△議案第49号の採決

○委員長 次に、採決をいたします。

議案第49号 栗原宣幸こどもの居場所基金条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第50号について

○委員長 次に、議案第50号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第50号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の96ページをお願いいたします。

本改正は、国が次元の異なる少子化対策の実現に向けて、令和5年12月にこども未来戦略において、今後3年間に集中的に取り組む施策、加速化プランの1つとして、制度発足以来、75年間1度も改正されてこなかった4歳・5歳児の職員配置基準の改善を図り、満4歳以上の園児のおおむね30人につき1人以上職員を置くこととされていたところを、おおむね25人につき1人以上とすることとなりました。

これに基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において、保育所等における満4歳児以上の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、満3歳児の職員配置の最低基準についても、園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされていたところを、おおむね15人につき1人以上とする見直しが併せて行われたことから、本市の条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表の39ページをご覧ください。

第29条、小規模保育事業所A型、第31条、小規模保育事業所B型、第44条、保育所型事業所内保育事業所及び第47条、小規模型事業所内保育事業所で配置する保育士等の1人当たりの配置基準を、3歳以上4歳未満の児童については20人から15人、4歳以上の児童については30人から25人へと改めるものでございます。

なお、本市において対象となる事業所は、現在ゼロ歳から2歳児のみの保育を行っており、今般の改正により、これら事業所において新たに保育士等を確保するなどの影響は生じないところでございます。

附則についてでございますが、本条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で、説明は終わりました。

△議案第50号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今、課長の説明の中で、家庭的保育事業ということだったんで、ゼロ歳から2歳ということも全て含まれているのかと思いましたがけれども、家庭的保育の中でも3歳、4歳というところが対象だと。行田市においてははないということで、今ちょっと理解したん

ですけれども、1人当たりの配置基準が減るということは、非常に保育士の目が行き届くということでは歓迎ですけれども、ないということではよろしいですか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 行田市においては、3歳児から5歳児を対象とした家庭的保育所はございません。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、今あるのがゼロ歳から2歳児の家庭的保育かと思えますけれども、そちらの配置基準に関しては影響がないと思えますけれども、そちらは現状のままということでもいいのでしょうか。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 現状のままでございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ちなみに現状の行田市にある家庭的保育の配置基準は何人なのでしょう。

○委員長 前島子ども未来課長。

○子ども未来課長 乳児につきましては、おおむね3人につき1人、1歳児以上満3歳に満たない児童については、おおむね6人につき1人でございます。

○2番 斉藤委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第50号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第50号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 11時 34分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一